

公開講演会

「戦争・平和・宗教——日本とドイツ——」

日 時:2005年2月19日(土) 午後1時30分～5時
会 場:同志社大学 今出川キャンパス 神学館礼拝堂
講 師:イェルン・ティーセン(ドイツ連邦軍社会科学研究所所長)
小川和久(軍事アナリスト)
コメント:小原克博(同志社大学大学院神学研究科教授)
主 催:同志社大学神学部・神学研究科
共 催:一神教学際研究センター
後 援:大阪神戸ドイツ総領事館

講演の概要

この講演会は、大阪神戸ドイツ総領事館の後援を得て行なわれた。
ドイツでは、兵士は「制服を着た市民」であり、その権利を擁護する体制が前提とされていること、ここの兵士の良心の育成、他文化・他宗教の尊重を旨とする兵士教育がなされていることがティーセン氏によって報告された。小川氏は、安全保障・危機管理の領域で国民が納税者としての自覚のもとで国政を監視する意識を向上させること、また自衛隊の実情について科学的に検証された情報を共有すべきことを説かれた。
その示唆深い内容に180人の聴講者から刺激をうけたとの感想を多く受けたシンポジウムであった。

プログラム

- 挨拶:森 孝一(同志社大学大学院神学研究科教授)
- 講演:イェルン・ティーセン「国際安全保障政策におけるドイツの役割——経験と期待——」
- 講演:小川和久「日本の安全保障論議を科学的に論考する」
- コメント:小原克博(同志社大学大学院神学研究科教授)
- 質疑応答

国際安全保障政策における
ドイツの役割——経験と期待

ドイツ連邦軍科学研究所所長
イェルン・ティーセン
Jörn Thießen



まずこのようなすばらしい催しにお招きいただき、皆さんの前でお話させていただけること、そして特に同志社大学神学部、一神教学際研究センター(CISMOR)に対してもこれまでのよい関係について感謝申し上げますとともに、今回、私にとっても大きな刺激を与えていただきましたことに感謝申し上げます。私は今日の話の中でいくつかのテーマを取り上げます。さらに討議で議論が深まることに期待しております。

1. 宗教と国家の関係について

まずはじめに、ドイツにおける宗教と国家の関係についてお話いたします。話を始めるにあたり、ヨハネス・ラウ前ドイツ大統領の言葉を引用いたします。前大統領とは知己を得ており、大変光栄に思っています。ラウ前大統領は哲学者レッシングとその時代の状況についての基調講演の中で次のことを述べています。レッシングが生まれた1729年は1648年のウェストファリア講和条約から80年を経過していました。

「この講和条約により16世紀と17世紀に起きたおぞましい宗教戦争は終結し、カトリックとプロテスタントが共存していく上での明快な基盤がつくられました。たとえ教派間の争いがこれにより永久に解決されたとは言えなくとも、これは欧州の国家秩序にとって大きな前進でありました」。

レッシングの時代には宗教の廃止を求める声がありましたが、それは実現には至りませんでした。その代わり、すべての教派、宗教の平和共存を保

障するため、どの教派からもどの宗教からもしかるべき距離をおくという、一つの秩序のあり方が定着しました。これが世俗国家です。この世俗国家というビジョンが欧州で成功した理由は、それぞれが唯一絶対の真理だという主張のもとに行われる戦争が、いかに残虐で恐ろしいものになりうるかを、私たち欧州人が身をもって経験したからでもあります。

私たちは啓蒙主義と人権思想の発達の結果として、宗教と国家秩序は区別しなければならないこと、さまざまな信仰と公共の組織とは互いに切り離すべきであることを学びました。それにより二つの基本的な人権が保障されます。良心の自由と信仰及びその実践の自由です。そうしてのみ、さまざまに異なる信仰や宗教が平和に共存できるのです。

しかしこのために国家と教会が諦めなくてはならなかったものもあります。まず国家はその正統性を宗教によって保障することができなくなりました。国家の権力はもはや「神により」賦与されるものではなく、国民に発するものとなるのです。現代の私たちにとってこれはあたりまえのように聞こえますが、そうではなかった長い歴史があります。また宗教の側でも国家の権力を借りて、その信仰こそ絶対の真理だとする主張を押し通すことができなくなりました。

2. 世俗国家と宗教の関係

ドイツ連邦軍社会科学研究所は過去数年間に

わたり、この世俗国家と宗教の関係というテーマに取り組んできました。ここでは私の同僚であるウルリッヒ・フォン・ファーゲン博士の論文から次の記述を引用いたします。

「近代民主国家は法に基づく国家と教会の分離の上になりたっています。この政教分離は法的に、それも主には憲法で規定され、それぞれの法的、組織的領域、役割分担、公共性、決定権の及ぶ三つの領域を詳細に規定します。世俗主義はこうして歴史的には早期に、しかし衝突を内包したまま、近代国家の形についての基本原則を打ち出しました。それは社会的サブシステムを国家から分離するという原則です。それによりサブシステム固有のルールによる位置づけを保障し、同時にサブシステム相互間の、またサブシステムと国家の共存を平和で予測可能なものにすることを目指すのです。

近代的、民主的な国家及び社会は、開かれた国家、開かれた社会です。それは空間的にも時間的にも開かれています。そこで保障される移動ならびに旅行の自由、思想信条の自由、集会の自由により、もとは宗教的に均質な国家や社会であっても、遅かれ早かれ異質の、または新しい宗教グループと、また異端者、背教者、不可知論者や無神論者といった不信仰者、非信心者、とりわけ宗教に無関心な人々と直面する可能性をはらんでいます。それゆえ近代社会は潜在的に、また多くは実際に多宗教社会であり、同時に宗教に無関心な社会なのです」。

3. 個人の良心

さてここからはドイツの兵士たちが具体的に身体、生命に危険が及ぶ状態におかれた時に向き合わなければならない行動の根拠を説明するために大きな役割を果たす宗教的記号という観点についてお話をいたします。

まず個人の良心という問題についてお話いたします。他の市民や民族の平和な生活環境を維

持、回復するという使命を負って任地に行く兵士たちは、自分たちの行動の正当性について絶えず自分自身の心に問いかけることになります。兵士の雇用主である社会や国家は軍という集団での行動を正当化するために、どんなに手を尽くしても個人の良心という壁の中へは入ってはいけません。外部から与えられた正当化の理由では長期的には兵士としての優秀な能力や精神的な持続力も生まれえないし、保障できません。

冷戦時代や戦争抑止のために威嚇のドクトリンが支配していた頃に職業軍人となり、またその後も軍人として普通に昇進していこうというのであれば、十分に動機足りえたものが、脅威が個人に向けられ、その脅威の規模や範囲も予測がつかないような時代には、もはや動機として不十分なことが多くなっています。

これまで国外派遣に同意したドイツ軍の男女は約12万人で、もちろんさらに増える傾向にあります。彼らの圧倒的多数が任務に就く前も、終了後も、共同行動することの意義を認めています。しかし兵士個人の心の中に根拠づけられた動機を自らに問い直すという営みは、任地にある時はもとより日常生活に戻っても兵士たちにつきまといまうし、少なくともそうでなくてはなりません。

個人的な動機を自らに問うという行為は具体的な脅威に直面すれば嫌でもすることになります。そうした脅威についてたとえば連邦国防大臣であるシュトルック博士が2002年12月、アフガニスタンの状況を聞かれた時に応答して、率直かつ明快に次のように表現した。

「状況は依然として極めて不安定で危険である…。兵士たちは危険に晒されている」。兵士も、そしてもちろんその家族も、なぜ自分たちがそのような文脈の中で行動するのか、自分たちの行為の根拠と意義は何かについて自分自身が納得する説明を試みるしかない。それに尽きるのであります。

軍の命令権、指揮権は平時には国防大臣にあ

りますが、防衛を迫られる事態が生じた場合は連邦政府に移ります。私たちの基本法はそのように定めています。しかし良心はその場合も兵士個人から去ることはないのです。

啓蒙された個人は遅くともカント以降、自律的判断を下していくには理性によらなければならないということを学びました。より正確に言えば自らが使い手となる理性ということであり、最終的に他人の指導を仰ぐものではありません。しかしそうすると自律的な人間がなした行為や作為はどうなるのでしょうか。理性にとって外からの命令に無分別に従わないことがよいことだったわけですが、良心も理性のように扱われていいのでしょうか。道徳的判断能力が鋭敏になるのは、自分と他者の考え方の間に対立がある時です。

道徳的レベルで判断を下すには個人のそれぞれの動機がそこで育まれ、それをもとにして変更や修正がなされるような価値観や姿勢という一つの地平が必要です。人の良心は成熟を続け、学習能力のある装置です。良心の教育も兵士としての能力、技能を獲得することと同じくらい重要です。しかし心の教育よりも先にすべきことがあります。それは兵士個人が自分の判断を下せるように、いろいろな価値観や適切と考えられる態度についてのある種、カタログのようなものを彼らに提供することです。

このカタログに含まれるものの一つが宗教的な記号です。これは個人の、超越したものとの関わりを示唆し、個人の地平を知覚可能な世界の境界を超えて広げ、そこから変化した視点のもとで日常の生を見つめさせるものです。このカタログは人権の規範や民主主義の秩序、そこから導かれる国際法の諸原則と組みあわせることにより豊かな内容を持つことになる教材であり、軍における教育にもっと積極的に採り入れられるべきであります。

しかしこの配慮義務は特に軍人という職業にあ

っては、一方の人への配慮は他方の人を強制手段によって暴力的に踏みじるという結果にもなりうるわけで、それがこの問題の一番難しいところとなっています。

ドイツでは20世紀に起きた両世界大戦の経験から、いわゆる内面統率という理念がドイツ軍特有のものとして形成されました。これは「制服を着た市民」という原則に基づいた理念であり、軍における任務を遂行する際にも兵士の民主的な権利と義務は停止せず、全面的に有効であるとしまう。集団に埋没せず、不当な命令には抗う抗命権のある自律した市民としての兵士個人の多様な権利は、この原則に則っています。この内面統率が長続きし、力を持つためには軍内外でできるだけ多くの人々が、これに長く、力を入れて取り組むことが欠かせません。それは命令だから従うというのではなく、個人が心から実践する血の通うものでなければなりません。制度として対象化されてしまうと、この内面統率は大して役にはたちまう。それどころか石のように硬直した法律になりかねません。そうなればその文言は単調な繰り返しの規範集と同じになります。絶えず論議を生み、そのようにして書き継がれていく、生きた文書になるということができません。まさに旧約聖書の預言者エゼキエルが言った「石の心」、になってしまうのであり、「肉の心」にはならないのです。これは第36章26節からとったものです。

この意味で宗教性とは伝統や理想、対話をもとにした自己内省の一つのシステムです。たとえば「十戒」とその解釈のような外部からの規範は、その要求が自分と他者の行為や作為にとって少なくとも重要であると理解され、受容されて初めて個人を自己内省へと促す力を持ちます。自己内省と規範の重視は制度という文脈の中でも個人が正しい行動をとるための欠くことのできない前提です。外部からの要求が厳しいものであればあるほど、それに対して自己をどのように位置づけるか

が重要になってきます。外部からの要求に対する回答は自律した価値基準から生まれる自らの行動でなくてはならないのです。

この内面統率の原則は、規則の形で縛りつけるのではなく、個人の自己決定・自己判断による、責任ある自由を前提にしています。そうして初めて、個人に与えられた役割を自発的に果たしつつ、それを社会の中に位置づけるという自由と秩序との、両者の問題解決に向けたバランスをどのようにとるのが問われるようになるのです。この個人は使命と他者による判断という文脈の中で、自分自身の判断を出さなくてはなりません。そこでは彼自身の判断が問われます。この段階を踏んで初めて個人は目的にふさわしい手段を考えることができるようになります。

しかし軍隊での任務を日々遂行する中では毎日このような決定をたくさん行うという義務から個人は解放されてもいいし、また実際そうあるべきです。どんな組織も上下関係という要素なしには機能しませんし、望ましい組織にもなりません。ただし基本的な決定は他人任せにしてはならないのです。それは定期的にチェックを受け、磨かれ、さらに発展していくものであってのみ、文脈がさまざまに変化しても受け入れられるものになります。

政治と軍の指導部には個々の兵士の道徳的責任を引き受ける義務は課せられていません。それは分かつことも、肩代わりさせることもできないからです。しかしドイツ軍の指導部には兵士の内省を促す環境を醸成し、熱意と透明性をもってそれを励まし、常に目を注ぐという任務が課せられています。

良心による決定が反射的な反応と違う点は、まさにそれが個人が長い時間をかけて向き合ってきたからこそ手にした価値観のカタログをこの決定が活用するところにあります。異なる判断や姿勢と意見を交わすことによって初めて自分自身の倫理的アイデンティティが磨かれていくのです。それ

は即座の判断を迫られるような場面でも直ちに身につくというものではありません。それには情報も重要ですが、異なるものの見方や生命観、歴史的條件に注意と敬意を払う心を養うということも同じく重要です。このような知識と判断を総合して初めて任務を負うという文脈の中でも自分自身の判断が出していけるようになります。

ここではアミタイ・エツィオーニ等が展開してきたコミュニタリアニズム、共同体主義のアプローチが参考になると思います。コミュニタリアンたちは倫理的、道徳的根拠が多様で関連しあっていることを重視すると同時に、このような基盤を踏まえることなしに日常のさまざまな衝突や争いに立ち入ってはならないと警告します。

次にエツィオーニの文章を引用します。「信念からなる一つのシステムが、より高次の存在に対する信仰に基づくのかそれとも世俗的なものに基づくのか、それぞれのシステムの信奉者の徳の程度を決めるものではない。むしろ他者の権利を尊重するというような価値観に固有の内容と、その価値観との絆が深いとか、固いなどといった絆の質の方が、はるかに大きな影響力を持っている。よき社会とは宗教的であろうと、非宗教的であろうと、自らの倫理規範と他者の自律性、特に他者の権利を尊重することを両立させることができる人を必要としている。国家に道徳を規定するように求めるのではなく、道徳的対話に参加する用意のある人、何が善であるかを共同で定義するとしても、それを基本的な価値の領域に止めるべきだと考える人を必要としているのである」。

さてたとえば倫理体系、政治理論、あるいは社会科学上のモデルといった世俗的なものに理解の根拠を求めるのか、それとも宗教的な解釈や規範を頼りにするのかは個々人に任せてよいことです。ここで唯一重要なことは、解釈の方法が宗教的か、世俗的かで互いを分かち線を引き出すのではなく、エチオーニにならってそうした解釈を必要と考える人

たちと、それを基本的に拒否するか、重要でないと考える人たちの間に線を引き出すことです。

成熟し自らの行為を自覚している兵士が特に難しい状況に置かれる時、彼は良心的人間でいられるかどうかを試されますが、それは彼一人ではありません。それどころか彼は社会の一部であり、試されているのは社会でもあるのです。社会に対して願ひ得ることはただ、その基本的価値観とそこから導かれる美德を定期的に目に見える形で新たに検証してほしいということです。この兵士は民主主義に仕えているのであり、その民主主義は欧州レベルでも国際レベルでも今まで以上にネットワーク化され、共同行動においてその真価が問われています。世界の治安情勢が私たち欧州人から見て複雑になればなるほど、私たちが擁護し、疑わしい場合にはよその地においても軍事的手段をもってしても構築したいと考える価値観や規範の検証は、ますます重要になっています。

4. ドイツの安全保障政策上の立場

ドイツ連邦共和国の外交、安全保障政策上の立場は、過去10年間で大きく変わりました。現在男女約7000人の兵士が外国での任務についており、コソボ、ボスニア、アフガニスタンがその主な任地となっています。連邦国防大臣シュトルックが「ヒンドゥークシ山脈においてもドイツの国益は守られる」という発言をして、ドイツの外交防衛姿勢を明らかにしました。ドイツ国内では安全保障政策の論議があまり広く行われているとはいいがたい状況ですが、それがこの発言の距離感と一致します。論議の影響も国民全体に十分に波及しているとはいいがたい状況です。武力を行使する外交政策上の厳しい手段としては、今日、「NATOリアクション構想」を中心とした従来の出動の他に、欧州連合の「パトルグループ構想」が上げられます。いずれの場合もドイツは成員であり、まさに共同行動をとるのでありますから、ドイツだけがそこから

抜けようとすれば政治的不利益を被ることは目に見えています。

議会が関与する権利、つまり軍を外国に派遣する決定は議会だけに与えられた権利であるという仕組みも、今、議論の対象となっています。数時間で迅速に出動したいという軍サイドの思いに対して議会の承認をえるという時間のかかる仕組みが立ちはだかっています。大問題となるような具体的なケースはまだありません。というのも多くの場合、危機というのはその状態に至るまで、かなり長い時間がかかるからです。そうは言っても軍事作戦の目標と政治的目標が齟齬を来すような状況がないとは言えません。欧州やその他の紛争地域でドイツの兵士が活動することについて責任ある議論を行うためには、まず一般国民がこのことについての無知を改め、今後もしきんと知ろうとする態度を持つことが必要です。国民はドイツ軍の行動の規模や広がり把握し、その結果を考慮し、ともにそれを背負う覚悟がいます。それにはこれまでの国外派遣とその結果について分析することが必要となります。

たとえばコソボの状況は今日でも多くの点で不透明です。コソボが国として最終的な地位を認められるためには民主主義というスタンダードを確立しなければならないとされていますが、それについてはまだ反対意見がある状態です。国連とコソボ平和維持軍の監視下でコソボの関係者と各機関が民主主義を構築しようとしているようですが、かなり荷が重いという印象が拭えません。そのスタンダードを定義したのは我々の価値観であり、規範です。これらの価値とルールが、どこでも有効だとする考え方も我々の考え方です。では、どのようにしてこれを持ち込めば成功して目標が達成されるようになるのでしょうか。その目標とは争いを治めて、平和になり、人々が自律的に生きていける地域の構築です。そこではマイノリティの基本的権利が保障され、所有関係と行政システムが明

確にされ、経済の安定につながる事が可能な、そういう地域の構築です。

今はまだコソボではこの目標が十分に達成されているとは言えません。若年層の失業率は恐ろしく高い状況ですし、所有問題も多くは不透明です。その結果、当然ながら経済的な安定や繁栄の情勢はありません。しかし今、国際社会の手によって構築され、支えられている各機関が、その国の人々に移管され、責任も引き継がれる時には、まさにそのような経済情勢は安定したシステムに欠くことのできないものなのです。

コソボ問題の背後には広範な影響力のある別の問題があります。私はこれまで個人の良心について話してきましたが、ここからは社会の良心、社会の内省力について話を進めたいと思います。ドイツの外交政策上の活動に軍隊を投入する根拠と手段、またそれと結びついた説明理由の相互関係をめぐっての議論が、この文脈の中にあります。軍事的介入はいつなら許されるのか、その際、どのようなルールに従わなければならないのか、そのような決定に至る道筋はどのようなものか、これらの判断に役立ついくつかの基準を次に挙げてみます。

まず一番目に軍事介入は他のすべての手段が成功しなかった場合の最後の手段でなければならないことです。

二番目は、それは親しさの基準を満たさなければならないこと、つまり事態に対する特別な心遣いを持って臨まなければならないこと。単に理論的なものだけではなく、介入される側に寄り添った対応が必要だということです。

三番目は介入する側も自ら間違いをおかす可能性があることを常に肝に命じなければならないこと。そして監視にあたっては中立性を守ることが求められます。

四番目は軍事介入はあくまで例外事項でなければならないことです。介入よりもまずは予防するこ

とが大事です。

五番目は介入によってそれが防ごうとしている被害よりも大きな被害を出してはならないことです。人道的な目的のためでも、介入の原因となった苦しみと同程度か、より大きな苦しみを引き起こすようなことがあってはなりません。危機にある住民の身体、生命の保護、精神的外傷からの保護が第一であって、軍事的手段の発動は最小限に止めるべきです。緊急性がないのに穏便な手段よりも武力的手段を優先することは許されません。

特にある国に介入する際には、その国がどういう国であったのか、その成り立ちと構成をもう一度考え、それが再現されるように努めることが重要だと思います。

古来からの「正義の戦争」が私たちに教える精神的態度がただ一つあるとすれば、それは生きる条件を確保するために平和を希求するという意志です。この意志は極端な場合には武力を行使してでも平和を勝ち取ろうとする意志を含んでいます。規則が破られてしまう場合もありますし、廃止されるべき規則がそのまま残されているために破らざるをえないという場合もあります。しかし規則を破ると罪悪感が残ります。それはとんでもないことをしてしまったと認める気持ちと、そのような我々の行為が軽々と前例になってはならないという責任感の現れです。この平和の意志は道徳的な意志です。なぜならそれは正義を求める意志でもあるからです。しかし具体的な場面での正義とは何でしょうか。国際社会は誰に味方し、誰に味方しないのでしょうか。どんな時に武力介入を検討し、どんな場合は介入を見合わせるのでしょうか。私たちは皆、政治的な熟慮を尽くしても総合的には倫理的な内省からはとても理解しがたい結論に至ることがあることを知っています。なぜならそのような判断は私たちが慣れ親しんだのとは違う基準にしたがっているからです。それでもそのような影響の大きな決定は、議論を逃れることはできないし、逃れることがあ

てはならないのです。この問題については国連のアナン事務総長が12月13日に出した意見書は興味深い内容を持っています。

5. ドイツ国民の態度

では次にドイツ国民の安全保障問題に対する考え方に話を進めます。ドイツは世界で起きている出来事に積極的に関与していくという決定をしました。そして10年前のソマリア派兵から今日まで注目すべき足跡を残してきました。今こうしたドイツの軍隊の国外派遣について、ドイツ国民が抱くイメージは実に千差万別ですが、5点まとめてみます。

まず一つ目。昨年、ドイツでは個人の不安感が著しく増大しました。国民の二人に一人が、もはや安全ではないと感じています。当研究所ではその主な原因を長引く経済の低迷、それと関連する失業問題、社会保障領域の改革政策にあると見ています。

二つ目。この不安感の増大は広く各方面に影響を及ぼしています。ドイツは他国の危機や紛争から手を引いて、自国の抱える問題の解決に専心すべきだと考える人が増えています。

三つ目。ドイツ軍の国外派遣を支持する人も、まずは非武力的な形で支援を旨とすべきだと考えています。つまり食糧や医薬品の提供、民間組織による技術的な支援、仲介や調停による外交的支援ということです。

四つ目。国民の大多数はドイツ連邦軍のほとんどの国外派遣について十分に知らされていないと感じています。国外派遣があればメディアの報道はそれで占められるものの、全体として見ればドイツ軍についての報道は比較的少なく、断片的です。

五つ目。欧州共通防衛政策という構想は好意的に受け止められているものの、国民の大半は自国の軍隊を手放すべきではないという考えです。

ドイツ連邦軍は今日、我々の社会に完全に統合

された一要素であり、その存在を疑問視する人はまずいません。しかし他方、冷戦終結後、ドイツ軍の果たす役割が根本的に変わり、全く新しい課題を突きつけられていることも事実です。この新しい課題を受けてドイツ連邦軍、NATO、EUも構造改革に踏み切り、今後ありうる場面により迅速かつ効果的に対応できるようにしました。それらの構造は複合的で互いに入れ子のようになっています。相互依存の関係にあって、どの部分も必ず他の部分の協力が必要な構造になっています。したがって全体を脅かすことなく、一国だけがこの構造から抜けるなどということはほとんど不可能です。

こうした構造のために自国の主権を手放すことができない各加盟国は特に大きな難題を突きつけられています。ドイツの場合、ドイツ軍兵士を国外に派遣することの可否、規模、目的を決定できるのは議会だけです。ドイツ連邦議会は2004年、軍の出動に際しての議会の関与に関する法律を可決しました。その第5条は次のように定めています。「一刻の猶予もならない緊急事態における出動については連邦議会の事前承認を必要としない。出動への承認請求は事後、遅滞なく行われるものとする。議会がこれを否決した場合は出動を終了する」。

これまではまだ議会で否決された事例はありません。しかし2001年のマケドニアへのドイツ軍派兵は与党会派内でも激しく意見が対立して、議会の多数の賛成を確保するためシュレーダー首相が自らの信任決議案と抱き合わせで派遣承認を求めたことは指摘しておかなければなりません。この時の「フォックス作戦」への出動の内容は戦闘行為ではなく、各紛争当事者との合意の上での武器回収作業であったということも、同様に指摘しておきます。

私の講演ではドイツの徴兵制度については割愛しますが、後の議論の中で皆様から質問があればお話ししたいと思います。

6. 兵士の倫理的訓練と宗教

ドイツ再軍備についての詳細にわたる激しい議論の末に、今から50年前、ドイツ連邦軍が設立された時、組織上の問題だけでなく何よりもこの軍隊をまだ若い民主主義の中にどう摩擦なく、位置づけるかということが問題になりました。そこから生まれたのが内面統率の構想です。これはドイツ独特の考え方で、今日までドイツ軍のあり方を規定しています。これに含まれる内容が、ドイツの同盟国の軍には全く見られないというつもりはありません。しかしこの考え方は20世紀にドイツが果たした大災厄をもたらす存在という役割から生まれたドイツ軍特有のものであることは確かです。その意味でドイツ特有であると言えます。

内面統率という倫理的側面は服従、勇気、忠誠といった兵士の美德を具体的に形成することを第一に目指しているのではありません。これはそうした美德や価値の一つ手前のレベルにある基本的方向性、基本的姿勢を形成するためのものなのです。つまり兵士である前に民主主義社会の市民である個人として軍という国への奉仕義務の中でどう自分を位置づけ、それを根拠づけ、そこから自分が何をすべきか、せざるべきかを判断する行動原則を兵士たちがつくり上げていくことをめざしているのです。その点については先ほどの話の中でも詳しく触れたつもりであります。

内面統率の生みの親となったのはキリスト者である軍人たちでした。中でもグラーフ・バオディッシンは抜きんでた役割を果たした人物です。彼にとって重要であったのは歴史の検証と西欧民主主義社会へのドイツの統合でありました。啓蒙され、成熟した「制服を着た市民」たる兵士という軍人観はこの考えに対応します。そのような兵士は軍事面での高い技術と基本的倫理とを自らの内面で固く結び付けることができるのです。その統合のモデルが「制服を着た市民」という言葉に象徴されており、肯定的であれ、否定的であれ、兵士

に特別なステイタスを与えようという考え方に反対するものです。

こうした軍人観の何が単なる理想にすぎず、また何が実際の教育や指導に反映されてきたか、そして今、反映されようとしているのかは、もちろん議論されるべきことであります。ここでは詳しく立ち入ることはせずに、指摘するに止めます。端的に言えば理想と法の二つの面があるということです。前者では我々が描く人間像と兵士の教育方法に反映する理想の姿が問われ、後者では兵士一人ひとりの参加権、民主主義システムへの統合権、不当な命令に対する抗命権、そして社会保障への請求権を確保する法の姿が問われます。

これに関する現行の規程を引用します。「軍における内部秩序は互いに対立する目標と原則のせめぎあいの中で構築される」のです。たとえば次のようなことが、その緊張の場の中で慎重に判断されなければなりません。機能面での効率対兵士個人の権利と理想、階級的秩序対兵士の参加権、規律の徹底対兵士の自立・自己責任の促進。上官の不可分の指揮責任対責任を担う指導部の代表との協力的行動などです。

この倫理観はこれらの対立する主張が生み出す緊張の中で、最終的には憲法の原則に則って市民としての兵士とその人間像を整えようとするのです。同時にこの人間像によれば社会的なインターアクションや民主主義的参加の形態は、互いに相手を尊重しあう市民の間に行われる一方的でない均衡のとれたコミュニケーションのそれだということになります。さらに道徳的規範という、憲法が規定する価値を超え行く要素が加わります。バウディッシン自身が強調した自由という概念には常に自己を律するものとしての責任という考えがセットになっていました。カントに立脚する理性倫理によって、啓蒙された市民とプロテスタント・キリスト教徒とその理想は結びついているのです。

どの兵士にも軍の中で心の問題について相談

や助言を得る権利があります。そのためカトリックとプロテスタントの両教会から聖職者が軍に派遣されて、牧会を行っています。彼らの監督権は直接には教会当局と軍隊付き監督(ビショップ)にあります。彼らは国と両教会間に結ばれた契約により国から俸給を得ます。有期限の国家公務員というわけです。これはもともと西ドイツの制度だったのですが、この分野における教会と国の結びつきについて考察と検証が重ねられた後に、統一ドイツにも引き継がれて定着しました。今日では牧会による心のケアは国外任務において重要になっており、多くの男女兵士によって、また教会に所属しない兵士たちによっても利用されています。

また統一後の今日、教派に属さない、宗教を持たない兵士の割合が約40%になっており、どのようにこの人々のニーズをすくい上げるか、またキリスト教の聖職者がそれを担当することが適切なのかが、今、問題になっています。同時にイスラーム、ユダヤ教及びその他の宗教を信仰する兵士の割合が大きくなっています。これは重要な問題であり、今後、対応が求められます。

これらのスピリチュアルケアと同様に両教会にとって大切な要素として上げられるのが、LKU(der Lebes Kundliche Unterricht)と呼ばれる全兵士対象の授業であります。異文化理解、異なる価値観や死生観を学ぶ授業です。国防省の1959年の指示により、両教会は兵士に対してLKUの授業を行うように委託されています。軍には政治教育、歴史教育のための自前の制度がすでにありますが、LKUはそれらと並んで兵士の倫理教育にとって最も重要な要素となっています。強調しておきたいのは、この授業は軍が委託し、教会が受注するという形で行われていることです。つまり、兵士の教育についての直接の責任は軍にあるわけです。この授業は全兵士を参加させること、そして信頼のおけるやり方で行われることが求められています。そのため任地にある司令官といえども兵士がこの授業

を受けることを妨げず、これを尊重し、参加しやすくサポートし、抜ける兵士の穴をカバーする仕組みをつくらなくてはなりません。

ちょうどここ数カ月間、両教会が共同で作成した案をもとにLKUのコンセプトを一新するということが議論されています。目指しているのは、新しいルールのもとで授業が信頼できる形で実施できるようにすること、全兵士の参加を確保できるようにすることです。参加しない兵士が一人でも出てはならないのです。宗教を持たない兵士や他の宗教の信者である兵士も参加することになります。LKUは兵士が自分の役割を倫理的に内省する場であり、事業は宗教的、人道的、その他の基盤を持つ者や、そのような基盤のない者を含め、他の価値観を尊重する理念のもとに行われなくてはなりません。

この新しいモデルは、兵士である男女が自らの宗教的、文化的アイデンティティを自覚し、自由と民主主義を奉じる社会の共通の価値を確認する一助となることをめざしています。自分の立場と社会共通の価値観を確認すれば、人は異なる世界観や文化と感情的にではなく、批判的に向き合い、対話し、異文化理解を生み出していくことができるようになるはずです。この授業で扱う主なテーマを挙げますと、世界の主要な宗教とその自己理解、死と傷害、寛容と民族の誇り、マイノリティ、原理主義、異文化間の戦争、グローバル化、暴力というものです。次にこのコンセプトについて、くり返しになりますが、私の意見書から引用いたします。

「この意味で宗教性とは伝統、理想、対話をもとにした自己内省のシステムである。たとえば「十戒」とその解釈のような外部から与えられた規範はその要求が自分が他者の行為や不作為によって少なくとも関係があると理解され、受容された場合に初めて個人を自己内省へと促す力を持つ。自己内省と規範の重視は制度という文脈の中でも個人が正しい行動をとるために欠くことのできない前提である」。

7. 結び

私はドイツが武力外交政策に関与する正当な資格があり、その正当性について、今以上に明確な合意を形成することが宗教倫理学に課せられた重大かつ緊急の課題であると考えています。それにはまずドイツ各州のさまざまな議論とその主旨を互いに知ること、そこから導かれる動機が重要です。

政治的行動の推進力となるものは、常に社会が合意し、行動に移している基本的な価値観でもあります。今日の危機や戦争はこれまでの歴史が知っているものとは全く違う経過を見せています。今やハンチントンが指摘した文明のモデル間の衝突が起きているのであり、基本的な倫理観、宗教に根ざした社会観、経済的利害が互いにぶつかりあっているのです。今日の戦争は当事者間に対称性がなく、ますます国家以外の主体によって引き起こされ、担われるようになっていきます。多くの地での戦争行為は民間人によって行われ、ジュネーブ条約や国連の生みの親たちが思いもよらなかったような全く別のルールに従って戦争が行われています。仮にそれにルールがあるとしてではあります。

従来の秩序観では今日のこのような状況にもはや対応しきれないという場合も多く、新たな秩序観が必要とされています。この数カ月間、国連と安全保障理事会の役割が新たに検証され、日本とドイツにかかわってくる数々の改革案が提出されました。

私は政治の領域ではもっとわかりやすくなっていくだろうと思います。しかし議論には政治と同じくらいに重要な倫理的、宗教的な次元もあるので、たとえばありうる武力介入の基準について一神教宗教は共同で何を発言すべきでしょうか。それらの宗教はどんな人間像を提示し、対話において互いにどう対峙するのでしょうか。それらの宗教は世界的に通用することを競って、互いに譲らないのか、それとも部分的に互換性があるのでしょうか。これまでは十分に実践されているとは言えない相

互の寛容と平和的な容認の道というものはあるのでしょうか。

この背後には相互の認識の問題だけではなく、しばしばそれぞれの気質と追求する理想に関わる問題があります。私たちは皆、カール・フリードリッヒ・フォン・ヴァイツゼッカーの言う「世界内政策」の中での、ハンス・クンクの言う「地球倫理」に対して共同の責任があり、互いに思いを致さなければなりません。そのような考え方は、いろいろの面でナイーブで、厳しい現実には則していないかもしれません。それでも次のことはなお真実です。つまり宗教的結びつきが共通に持つ基本的要素が、依然として私たちの社会を支える重要な柱であるということです。それは、それぞれのやり方で生命のかけがえのなさと、それゆえにこそ大切にしなければならないことを教えてくれます。それは暴力に歯止めをかけ、その合法的な使用に際しても厳しいルールと制約的な戦略を守らせるのです。倫理的規範はその時々、政治的決定よりも高いところにあり、それらの決定を規範の理想とするところに照らして強化するという役割を担っているのです。このことはさまざまな社会の抱える問題が共通するようになればなるほど、ますます社会共通の課題となっていくし、そうなるべきでありましょう。

ご静聴どうもありがとうございました。

日本の安全保障論議を科学的に論考する

軍事アナリスト
小川 和久



皆さん、こんにちは。小川でございます。今、私の経歴についてご紹介がありましたが、私は家が潰れて仕送りをしなければいけないという事情で、15歳で陸上自衛隊に入りました。その後、いろいろと回り道をした結果、同志社大学神学部にたどりつきまして、教授になって残るといって就職口まで兼ねて入れてもらった立場ですが、でたらめな性格もございまして、途中でドロップアウトいたしました。その後、地方の新聞記者、週刊誌の政治担当記者を経て独立をしたわけです。現在59歳、自衛隊の同期生でまだ残っている人間は昔の階級で言いますと中將の階級です。そういう人たちと世界の平和、国の安全について政府の仕事をする立場にあります。内閣に入れということも言われていますが、今のところ入っておりません。しかし今回のイラクの復興支援について自衛隊を派遣するにあたっては小泉総理大臣と統合幕僚会議議長との間で、どのような形にしていくのが日本国憲法の前文の精神にふさわしいかという作業をやってまいりました。そういう立場で、今、ティーセン先生のお話を感慨深くお聞きしたわけがあります。

このシンポジウムのお話を水谷教授からいただいたのは去年の初秋です。それを受けて、民主主義、宗教ということと軍事、軍隊の関係について我が自衛隊においてどのような教育や取り組みが行われているかをリサーチしました。私のように15歳で入る若い候補生のコースから、最終的には昔の軍隊の陸軍大学校にあたるCGS(指揮幕僚課程、コ

マンディング・ジェネラル・スタッフカレッジ)のカリキュラムなどを提出させてチェックしたのです。しかし残念ながら宗教、民主主義、そして軍隊というテーマの教育は皆無でした。そういう立場で今日は日本の実情を物語る話をしなければならないわけがあります。

ティーセン先生のお話の中で、日本がこれから取り組まなければならない問題として肝に命じなければならないと思ったのは、個人、宗教、市民、民主主義というキーワードです。これらに関しては自衛隊をどうコントロールしていくかだけではなく、日本の社会の成熟のために正面から向き合わなければならないだろうと思いました。この部分は残念ながら我が国の社会のシステムの中ですっぽりと欠落していると言っても過言ではないと思います。またティーセン先生のお話の中で、理不尽な命令には従わなくてもいいという抗命権の問題がありました。これについても我が自衛隊の高級幹部の中では早くから知られており、議論もありますが、具体的には存在しておりません。抗命権が認められるかどうかは軍事組織において個々の兵士が命を失わなくても済むという問題にも直結する重要なテーマです。つまり指揮官は「命令だから動け」ということは言えなくなる。考えに考え抜いて命令を出さなければいけなくなるから、無謀な作戦などがなくなっていく。このテーマについては、当然ながら、正面から自衛隊も取り組まなければならないだろうと思いました。

同時にティーセン先生のお話の中で我が意を得

たりと思ったのは、国際紛争を解決したり、世界の平和を実現するために軍事組織を使って、そこに関与しなければいけないケースについてです。軍事介入という言葉をあえて使いません。関与しなければいけない。そのケースについて、イラクに自衛隊を派遣するにあたってどのようにすべきかということ、小泉総理、統合幕僚会議議長と話をしたことが、ティーセン先生のお話の中で示された原則と一致したということです。それについては我々はもっと洗練したものにしていかなければならないと思っています。しかし同時にお話しておかないといけないのは、日本の自衛隊において個人という言葉が語られることはない。まして宗教という言葉が語られることもない。市民という言葉もほとんど語られることはありません。民主主義という言葉は形式的には語られることはあります。しかし、だからと言って自衛隊が変な組織だと思わないでください。皆さん方は自衛隊の内情についてご存じない方が多いと思いますが、これは臆目ではなく、客観的に見て、日本のあらゆる組織を通じて自衛隊は最もベラルで民主的な組織になっているということです。だから、軍事組織の自衛隊が民主的な体質をより伸ばしていくことができるように、我々はいかに関わるべきかという問題も考えなければいけないと思っています。

私は専門家の一員としてティーセン先生と並んで討論をしたいくらいの気持ちです。ただ残念ながら日本の現状においては、まず議論を世界に通用するようにしていくこと、世界に通用するような考え方を持つことから問われている。世界に通用する考え方を持ち、議論をするための基本的な条件とは何か。それは科学的に考える、論理的に考えるということです。日本ではその部分から欠落しております。私自身は「日本の安全保障論議を科学的に論考する」というところで若干のお話をし、足りない部分、ティーセン先生のお話と対置されるような部分については、後ほどの質疑応答の中でお話をさ

せていただければと思っています。

スライドの日本の安全保障政策の現状というところから入りますが、基本的な方向性は日本国憲法第2章第9条にありますように「戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認」というところで示されています。「日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と憲法第9条は定めているわけであり。それをもとに、日本の安全保障政策の基本は二つの柱で成り立っています。一つは専守防衛、つまり外国に軍事力を展開して相手の国に軍事的に勝利するような形はとらないということです。これは後ほど、どのように考えるべきかをご説明申し上げます。もう一つの柱は、足りない部分をアメリカとの同盟関係で補うこと、つまり日米安保体制ということになっております。これを否定しようが肯定しようが、紛れもない2本柱です。

そして日米安保体制は、最初の旧日米安保条約、正式名称を「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」と呼びますが、1951年9月8日、対日平和条約とともにサンフランシスコで締結され、1952年4月28日に発効したもの、これが最初にあったわけであり。それを受けて、現在の日米安保条約、正式名称を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」と言いますが、1960年1月19日にワシントンで締結され、同年6月23日に効力を発したもので、これが今も続いております。この二つの安保条約はどこが違っているか。最初の条約は暫定条約にすぎず、基地貸与条約として片務条約の性格が強かったのですが、その後、日本が国連に加盟し、経済復興が進むとともに防衛力も整備されてきたことから、自主対等の安全保障条約を望む声が高まり、改定するに至ったもの

です。現在の日米安保条約は次の各条に見られる特色を備えております。第3条では、日米両国は「継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる」ことを規定しております。第4条では、日米両国は「この条約の実施に関して随時協議し、また日本国の安全又は極東における脅威が生じた時はいつでも協議する」ことを規定しております。第5条では、両国は「日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃に対して共同防衛する」ことを規定しております。第6条では「日本と極東の安全のため米軍が日本において施設や区域を使用することが許される」ことが規定されています。第10条では「条約の保有有効期間を10年と定め、それ以降はいずれか一方の終了通告によって1年後に終了すること」を規定しておりますが、1970年、1980年、1990年ともに自動継続の形となって現在に至っております。

日本の防衛力の現状を、防衛予算の面と自衛隊の規模の面からご説明をしておきたいと思えます。2004年度の防衛予算は4兆9,030億円です。前年度に対する伸び率はマイナス1%です。ここにはSACO（沖縄に関する特別行動委員会）に関係する経費も含まれています。防衛予算のもと、陸上自衛隊は定員が159,921人、実際の人員は146,960人を備えております。主な兵器のうち戦車は1,000両、野戦砲が740門、陸上自衛隊が固有の航空機として持っているヘリコプターなどが511機あります。海上自衛隊は定員が45,839人、実際の人員は44,390人、主な軍艦、主要戦闘艦艇は146隻、トン数にして414,000トンであります。海上自衛隊が固有に持っている航空機は、潜水艦に対する対潜哨戒機などが主で205機あります。

これ以外に練習機などが存在しているわけですが。航空自衛隊、つまり日本空軍は定員が47,286人、実際には45,459人、戦闘機など作戦用の航

空機を453機持っています。これ以外に練習機がありますので、航空自衛隊が持っている航空機は700機あまりあります。これが日本の自衛隊の量的な姿です。

同時にもう一つの柱であります日米安保体制。これにもとづいてアメリカ軍が日本に基地を展開しており、ここにアメリカ軍の兵力が駐留しているわけ。この在日米軍基地は、日本国内に合わせで135か所あります。広さにして1,011平方キロです。この中で米軍だけが使っている専有基地は88か所、312平方キロの広さです。比較する上でドイツの数字を出しますと、米軍が専有基地として使っているものが638平方キロにわたっております。同時に、自衛隊の基地の中でアメリカ軍も必要とあれば使うことができるという日米共同使用施設が、さらに47か所ある。広さは699平方キロに及ぶわけ。ここに展開しているアメリカ軍は40,643人。陸軍が1,839人、海軍が6,048人、海兵隊が18,235人、空軍が14,521人です。その他、日本を根拠地に行っているが、作戦上の理由から在日米軍に含まれていないアメリカ海軍第7艦隊の部隊があります。これは兵員だけで2万人に及びます。さらに軍艦の数は、主な軍艦だけで60隻、60万トンの規模にあたります。海上自衛隊よりはるかに大きなものが日本を拠点として活動しているわけ。ここ

に在日米軍に関して特徴的なのは、アメリカ海軍の母港の機能が日本に置かれているということです。神奈川県横須賀を母港としているアメリカ海軍の軍艦は11隻、長崎県佐世保を母港としているのが6隻です。横須賀の11隻の内訳は、まず第7艦隊の旗艦、つまり第7艦隊の司令部と司令官が乗っている船です。第7艦隊の司令部は横須賀だという人がいますが、これは間違いで、船の上にあります。これはブルーリッジという船で、コンピュータの固まりです。

これが地球の半分で行動するアメリカの海軍と

海兵隊の部隊を指揮統制する任務についています。これと同時に、アメリカ海軍の航空母艦キティホークの機動部隊が10隻、横須賀を母港としています。最近の入れ替えで変わりましたが、先頃までの顔ぶれを申し上げますと、「タイコンデロガ」クラスのイージス巡洋艦が3隻、「アーレイ・バーク」クラスのイージス駆逐艦が3隻、「スプルーアンス」クラスのミサイル駆逐艦が2隻、「オリバー・ハザード・ペリー」クラスのミサイル・フリゲート艦が1隻です。また長崎県佐世保を母港とする6隻は、現在は「タラワ」クラスとあるのが「ワスプ」のクラスになっていますが、強襲揚陸艦エセックスが1隻あります。さらに、上陸作戦を行う時に司令部としての機能を持っている「オースチン」クラスのドック型揚陸輸送艦が1隻。また同じ機能を持っている「ハーパス・フェリー」クラスのドック型揚陸艦が2隻、さらに機雷を取り除く高い能力を持っている「アベンジャー」クラスの機雷掃討艦が2隻います。

アメリカの同盟国でアメリカ海軍の軍艦に母港を提供しているのは我が日本だけです。昔、イギリスやイタリアが、母港を提供してくれというアメリカの申し出を断ったというのは、極めて象徴的な同盟関係のあり方を我々に教えてくれます。日本以外でアメリカ海軍の船を母港として迎え入れたことがあるのは、フィリピンが古い形の潜水艦を1隻、スービック海軍基地に置くことを許していただけであります。親しき中にも礼儀ありというのがアメリカやイギリス、ドイツなど世界の先進国の中では常識になっている。日本の場合は占領状態を引きずっていると言われてもおかしくはないような恰好が続いている面があるわけです。

日本におけるアメリカ軍の能力を見る上で極めて重要なものは、後方支援の機能であります。後方支援など取るに足らないものであるというのは日本的な考えでありまして、後方支援能力がなければ、アメリカ軍は世界を股に活動できない。世界の七つの海に軍事力を展開できなければアメリ

カの外交・安全保障の政策は成り立たないわけであります。その上で日本は極めて重要な位置にあります。一例を挙げれば、日本に貯蔵している戦略的な燃料だけで、これはアメリカ海軍が管理しておりますが、合計1,107万バーレル。米軍最大のオイルターミナルと形容されています。アメリカ本土にあるものと比べても、神奈川県鶴見、これは横浜市内の3か所ですが、570万バーレルというのは規模が大きく、アメリカ軍全体で2番目の大きさです。長崎県佐世保の燃料貯蔵施設は530万バーレル。米軍で3番目の規模です。もう一つ、青森県八戸に三沢基地で使う飛行機の燃料を7万バーレル置いています。因みに、日本のマスコミや日本の外務省などが根拠もなくアジア最大の軍事基地だと、昔、言っていたフィリピンのスービックの海軍基地、現在は閉鎖されていますが、ここの燃料貯蔵能力は240万バーレルにすぎなかった。佐世保の半分以下でした。砲弾、爆弾、ミサイル、弾薬を収めているものも極めて巨大であります。

在日アメリカ陸軍は戦闘のための部隊はほとんど置いていません。特殊部隊のグリーンベレーを300人、沖縄に置いているだけです。あとは施設を維持管理する部隊です。しかし弾薬だけは広島県内に3カ所、巨大な弾薬庫を持っている。貯蔵能力は合計119,000トンにのびります。日本の自衛隊全体が持っている弾薬を合わせても116,000トンにしかありませんから、これがいかに巨大かということがわかると思います。また海軍と海兵隊は長崎県佐世保に大きな弾薬庫を持っていますが、地球の半分の範囲、つまりハワイからアフリカ最南端の喜望峰の範囲において、最大の陸上弾薬庫として表現されています。海軍の場合は軍艦に弾薬庫を持っていますから、陸上弾薬庫の意味合いは陸軍とは違いますが、この範囲内では一番大きいということは、はっきりアメリカの公式資料に書かれているわけです。そして空軍は沖縄県嘉手納に米軍最大の弾薬庫と言われるものを持ってい

る。規模的にというよりも重要性において最大級であるという言い方が正確だと思います。この弾薬庫を管理している第400弾薬整備中隊という空軍部隊の説明資料に、「我が中隊は米軍全体で最大の弾薬管理部隊」と書かれている。最大の弾薬管理部隊がいる弾薬庫は、それなりに意味のある弾薬庫だと理解していいと思います。

同時に日本に置かれたアメリカ軍の機能の中で重要なものはインテリジェンスの機能、情報収集の機能であります。これはEUの議会が問題にしたエシュロンの一 corner を形成しています。青森県三沢の象のオリ、沖縄の楚辺の象のオリなどが、同盟国を含むさまざまな軍事と民間の情報の収集、電波の傍受、電子情報の収集にあたっているわけです。エシュロンは、終戦後まもなく英語圏の5か国でソ連に対する情報収集を目的に形成されたシステムであります。それが冷戦期からずっと同盟国の民間の商業通信にまで聞き耳を立てており、アメリカの経済活動を有利にするように活用されてきたことが大変な問題で、EU議会はアメリカにまで調査団を送って問いただきましたが、アメリカはそれに対して明確な答えをしませんでした。その重要な情報収集機能が日本にもあるということです。

この在日米軍基地の機能は、地球の半分における軍事活動を支援しています。これは地球の半分、東経17°のアフリカの喜望峰、そこから西経160°のハワイまで、インド洋の全てと太平洋の3分の2で活動する米軍をほとんど日本列島が支えているということです。皆さん方の税金で支えているのですから、お忘れなく。湾岸戦争における日本の軍事的貢献は、厳密な評価をすると、人間を派遣したことをどう評価するかについては意見が分かりますが、イギリスが派遣した7万人の兵力の数倍であったという評価があります。それは湾岸危機が始まった1990年8月2日から地上戦が終わった1991年2月28日までの7か月間、日本と湾岸を往復した弾薬補給船とタンカーの延べ113隻によ

って表されているということです。これに関して、日本政府は全く資料も押さえていない。何も貢献できていないと泣き言を言うわけですから、たったものではありません。同時に、こんな重要な機能を持った在日米軍を支えるためのお金を、日本は毎年拠出しています。2004年度の場合、基地対策費を含めて1年間に総額5,933億円を払っています。このうち4,261億円を防衛庁の防衛予算から負担している。そのうち「思いやり予算」は2,441億円です。単純な比較をするのは問題があると思いますが、ドイツとの比較をしておきますと、日本は駐留しているアメリカ兵一人あたり1,400万円を負担しています。これは、日本の防衛庁が出している資料ではドイツが負担している額の3倍にあたる。日本の物価が高いということかもしれません。この在日米軍経費は、在日米軍が必要とする経費の60%以上を占めています。

日米同盟に基づいて、日本の防衛をがっちり固めようという柱を日本が持つようになってきた。これがアメリカの戦略やアメリカの狙いとうどう関わっているかという話はここではいたしません、日本の防衛にとって重要な一つの柱であることはおわかりになったと思います。今一つ、専守防衛という柱について我々がちゃんと客観的、科学的、論理的にとらえることができているのか。その話をしたいと思います。構造から見れば一目瞭然ですが、小学校2、3年生のような議論がどこにいても罷り通っているのです。これは日本だけではありません。ドイツのジャーナリストと話をした時も、そんな人がいました。アメリカの学者にもそんな人がいます。専門家であれば客観的、科学的に見なければいけない。そのためには防衛力、軍事力を構造から見る必要があると思います。構造から見た自衛隊の特徴は、戦力投射能力を持っていないということです。パワー・プロジェクト・ケイパビリティと言います。ドイツの軍隊も同じ構造です。先進国の、しかも世界をリードする両国が戦力投

射能力を欠いている。これには再軍備の時の一つの秘密が隠されているわけです。

戦力投射能力とはどのように考えるべきか。一つは核兵器を一杯持っているということです。それがあれば、戦争になった時、相手の国を壊滅させることができます。だから、戦力投射能力を持っていると言っているわけですね。あるいは、核兵器は持たないという考え方でも、たとえば50万人、100万人という大変な規模な陸軍の部隊が、日本から海を渡って朝鮮半島、中国に上陸作戦することができる。そして相手の国と戦って勝利して占領することができる。そのことによって戦争目的を達することができる。このような構造に、陸軍だけでなく海軍も空軍もあれば、戦力投射能力を持ったと言える。でも、こういう定義をもとに日本の自衛隊の構造を眺めると、そんなものとは程遠い。そこのところを日本人自ら自覚をして、これからどうするかということを言うことができれば、ティーセン先生のお話にあったようなドイツのレベルに到達できません。それが専門家の一員として私が政府の中でも気を揉んでいることです。

日本の自衛隊の力が戦力投射能力を欠いていることを説明するために、使い道から見た防衛予算を出してみました。2004年度の予算は4兆9,030億円。内訳を見てください。人件糧食費。給料と食事代で45%を使っている。それ以外も基地対策費等で使われています。残りで整備できる軍事力は、せいぜい中くらいの規模の国の軍事力でしかない。まず、そこが指摘できます。さらに問題がある。アメリカの考え方が日本の防衛力整備に反映されています。アメリカと同盟関係を結んでいるのですから、これは別に構いません。しかし、そのことをわからずにいると、「アメリカのポチ」と言われる、そこが問題なのです。日本と旧西ドイツの軍事力は、アメリカとソ連の東西冷戦下では、暗黙の要請に基づいて、自立できない軍事力に規制されたということです。アメリカの立場で言えば当然です。

ドイツと日本は自分の国と互角以上に戦った国です。これが再軍備して将来一人歩きされたらまた大変なことになる。だから自立できないようにしてしまおう、ということです。アメリカが悪いのではなく、当然のことです。ただその中で旧西ドイツと日本の双方とも海軍力を規制された面がすごい。旧西ドイツは海軍を沿岸海軍化された。バルト海の沿岸でしか基本的に任務を遂行できない恰好にされた。特に潜水艦部隊についてアメリカの警戒心はすごい。第一次大戦、第二次大戦を通じてUボートの脅威がどれくらいのもだったか、皆、知っているわけです。ドイツが通常型の潜水艦の優れたものを建造して中南米などに輸出することは認めましたが、ドイツが自国で持つ潜水艦については、極めて小型のものしか認めずにきた。その一方、強力な陸軍を整備させて、レオパルト2戦車に代表されるようなドイツの得意技である機甲戦力を突出させて、ワルシャワ条約機構軍と対峙させた。

日本の場合、海上自衛隊を単能海軍化した。つまり、一つの能力に特化された海軍にしました。これは潜水艦に対する海軍として整備されたということです。海上自衛隊は95%が潜水艦に対する能力です。残り5%で機雷を取り除く能力がかなり高いレベルで存在します。同時に航空自衛隊によって戦略的根拠地である日本列島を守る、要するに在日米軍基地を守るという防空戦闘能力を持たせるようにしました。我が海上自衛隊の潜水艦に対する能力は、ソ連があった時代から一貫して、アメリカに次いで世界第2位です。航空自衛隊の防空戦闘能力は、守るべきエリアあたりの能力から評価していくと、世界で3、4番目のランクにあたります。アメリカは、特に海上自衛隊については、本格的な航空母艦と原子力潜水艦は絶対に持たせない。これは海上自衛隊の上層部に聞いてごらんください。皆、その通りだと答えます。それは日本の自立の象徴になるからです。つまり、アメリカ

が必要とするところだけドイツや日本には伸ばしてもらい、決して一人歩きしようなんて思わないように、という話なのです。海上自衛隊は、船の数は世界で6番目くらいですが、潜水艦と戦う船は大変なものです。それに対潜哨戒機が205機。NATO諸国の海軍が持つ対潜哨戒機の中からアメリカのものを取り除いたのを2倍すると、日本の海上自衛隊の対潜哨戒機になる。一つの国としては、それくらい大変な能力です。また湾岸戦争の後にペルシャ湾に出動した掃海部隊の機雷を取り除く能力も世界のトップレベルでまいました。航空自衛隊も、全国28か所のレーダーサイトや、F15を代表的な戦闘機とする367機のインターセプター、つまり要撃戦闘機、ペトリオットの地対空ミサイルなどと組み合わせることによって、防空戦闘能力は世界有数のレベル、世界3、4番目のレベルにある。戦闘機など作戦用に使う飛行機の数では世界で15位くらいですが、一つの目的に特化した場合、結構なものになります。

この能力を海上自衛隊、航空自衛隊が備える。一方、防衛予算の45%は給料と食事代で消えている。残りで軍事力を整備しないといけない。しかも世界最高レベルに海上自衛隊、航空自衛隊を保つようにというのがアメリカとの役割分担です。そうすると兵器は高い。海上自衛隊が4隻持っており、これから2隻を装備していくイージス艦は、船だけで1隻1,300億円する。これで防衛予算の防衛力整備に使えるお金は全部なくなってしまう。戦力投射能力を備えようなんて思ってもできない。ドイツの場合も多分そうだと思います。この現実を知らないで、海外派兵反対とか賛成とか言っていると、世界中から馬鹿にされますよ。世界に通用しない日本の安全保障論議は非科学的であり、非論理的である。そういう現実を見ずに、弾道ミサイルに対する防御システムを入れるか入れないか、北朝鮮の弾道ミサイルの脅威についてマスコミが報道したり、国会で議論されているから笑ってしま

うわけです。でも、北朝鮮の弾道ミサイルはたいしたことはないのですが、そういったものが落ちてこないようにしていくために、一つの選択肢として、ミサイル防衛のシステムを持っていってもいいと思います。本来は中国の弾道ミサイルを封じ込めるといのがアメリカの要請ですが、北朝鮮と言うと日本人は認めてくれるし、中国と角を突き合わせずに済むから、北朝鮮と言っているのです。でも、たとえば弾道ミサイルですが、どこのものであっても封じ込める、発射させないようにすることが先ではないでしょうか。そのためには政治的なシステムを機能させないとだめなんです。その議論なしに、ミサイルをミサイルで撃ち落とすためのミサイル防衛システムの話ばかりしていても、子どもがおもちゃを議論しているようなレベルですよ。

政治的なシステムとは、日米安保と国際連合です。日米安保条約は、第1条、第7条、第10条に国連憲章との関係が明記されています。そして国連憲章の第103条には、そういう条約に対して国連憲章が優越すると書かれています。皆さん方はあまり意識しておられませんが、そのような関係の中で、アメリカ軍は国連軍として、今、日本と韓国に駐留しているのです。国連軍は1950年6月25日、朝鮮戦争が勃発した直後、国連憲章第7章によって16ヶ国で編成されました。それが休戦協定を結んだ後もずっと駐留を続け、国連軍の司令部は韓国にあります。いまは15か国が編成されています。日本も無縁ではありません。国連軍の後方司令部は神奈川県キャンプ座間の在日アメリカ陸軍司令部の中にあり（本日この時間も営業中です。お忘れなく）、この8か国と日本政府は国連軍地位協定を結んでいます。今は国連軍の兵力の95%以上はアメリカ軍です。しかし、この国連軍を編成する15か国の駐在武官は、ソウルと東京で3、4か月に1回、合同会議を開いています。ここには、フランスも入っています。この現実があるために、国連軍としての米軍は、北朝鮮が生意気なことを言っても先制攻撃は



できません。テロ支援国家に対しては先制攻撃ができると謳っているブッシュドクトリンが2002年に出た後も、北朝鮮に対しては先制攻撃はできない。なぜかという、アメリカが北朝鮮を攻撃しようとする素振りを見せたら、北朝鮮は国連加盟国として安全保障理事会に提訴するでしょう。

そうするとロシアと中国が反対する。場合によってはドイツの友だちのフランスが反対する。国連軍である限り、アメリカは攻撃できないのです。だから、アメリカの現実のシナリオは94年の核危機の時もそうでしたが、兵力を増強しておいて、話し合いで解決するための圧力として使いながら、最悪の場合は北朝鮮軍を挑発して、向こう側が先に手を出すように仕向けておいて、一気に反撃に出て、先制攻撃と同じように叩きつぶす。そういう考え方です。日本もそこはちゃんとわかっていて、北朝鮮に対しても我々は常に「そちらが手を出さなければアメリカは攻撃できない」というメッセージを伝えていますし、向こうも「わかってます」と言っています。でも、そういうことをきちっと機能させるのは、我々納税者としてあたりまえではないですか。これが政治的システムを機能させるということです。その上で万が一、どこかの国の弾道ミサイルが発射されることがないように、その場合にはたたき落とせるように、ミサイル防衛システムを持つ、これが軍事的システムの整備なのです。

このへんの議論が全然できていない。全く非科学的です。私が直接当事者として関わっているイラク復興支援の件も、日本の議論は世界から笑いものになっています。二つの問題が整理されていないからです。日本では、イラク戦争の大義の問題、あの戦争を支持するか支持しないかという問題と、イラク復興支援になぜ関わるかという問題がごちゃごちゃなんですよ。サダム・フセイン政権が危険な政権であるという認識は世界で共通していました。安全な状態にするために「もう少し外交的にやろう」と言ったのが、ドイツ、フランス、ロシア

です。「生ぬるい。やっしまえ」と言ったのがアメリカ、イギリスでしょう。その武力行使の方が通ってしまった。その是非については、もっと議論されてもいいと思います。それぞれの国のイラクに関わる権益の問題もあるし、机の下ではアメリカもイギリスもドイツもフランスもロシアも蹴りあいをしているわけです。完成間近の段階で湾岸戦争になったから実現しませんでした。サダム・フセイン政権の核兵器開発計画のための原子炉を売りつけたのはフランスですよ。同じ原子炉を他の国に売った値段の10倍で売っているわけです。その時の首相は、今の大統領のシラク氏でした。あるいは、ドイツの国内でどう議論されているか別にして、生物化学兵器のプラントは旧西ドイツから出ています。あるいは、湾岸戦争が始まる時点で、中東で一番大きく、強い軍隊、特に世界第4位の陸軍を持っていたのはイラクです。その兵器の90%以上は旧ソ連製でした。サダム・フセイン政権当時のイラクの脅威は、アメリカから言わせると「それで商売した国があったからではないのか」、つまり、「君たちに言われたくない」という話になってしまう。そういう話の中で、日本は一つの原理原則に基づいて、それを支持するかしないかという判断をしなければならぬ。それと同時に、サダム・フセイン政権のイラクは武力行使によって潰れた。それが立ち上がろうとしている。それを世界がお手伝いしようとしているのが復興支援ではありませんか。これに関しては戦争に反対した国も手を差し伸べているわけです。なぜ復興支援なのか。そこを考えなかったら、日本は平和についての論議はできません。

イラク戦争に反対したカナダは、復興支援の段階では軍の輸送機C130を3機持っていきました。反対した立場だったら民間の輸送機をチャーターすればいいと言えそうですが、治安がまだ確立されていない、国の秩序も乱れたままの土地に民間の輸送機を3機チャーターして持っていったら、そ

れを地上で支える人たちも民間人でなければならない。民間人は危険に耐えられない。だから軍の輸送機を持っていったのです。これは軍事組織の一つの使い方です。これはフランスでもドイツでもそうですが、イラク戦争に反対したけれども、イラクの治安部隊をイラク国外で訓練することはすでにやっています。NATO軍としてどう入っていくかという話に進んでいます。イラクの警察をきちっと拡充し、イラクの治安を回復させるために警察をどう整備していくか、ドイツが力を入れてやっています。理由があるから復興支援に各国取り組んでいる。日本はそのへんの議論がごちゃごちゃです。イラクを復興させないと混乱が続く。サダム・フセイン政権の残党である武装勢力が飛び跳ねる分には、イラクの国内に活動が限られるから、まだいいんです。その混乱が続けば、混乱のイラクを足場として、世界中で自分たちの理想を実現するために破壊活動をする人たちが飛び回る。それが、それぞれの国の安全にとっても大変なことです。日本の安全にも関わるから、世界の国々と協力をして安定させようというのが復興支援です。復興支援の最初の段階は危険です。戦場でなくても危険がある。民間人は行けない。建設会社が行くなど民間主体でなければ復興支援はできないけれど、最初は行けない。手をこまねいたら混乱が続く、拡大し、それを足場にしてテロ組織が活動するから、世界の平和が脅かされる。危険がある間は危険に耐える能力を持った組織、つまり軍事組織を持って行って、危険に耐えながら復興支援の足場を築く。そしてできるだけ早く民間にシフトするのが先進国に共通する考え方です。そういう税金の使い道としての自衛隊に、我々は期待をするわけであります。そのへんが全然整理されていない。

「自衛隊を派遣すれば日本の心臓部を攻撃する」というメールが一昨年11月頃、中東のアル・アラビアというテレビ局に3回くらい来しました。日本のマスコミは「それみたことか、自衛隊を派遣しよう

というからテロリストに狙われる」と反応しました。私はその考えはおかしいと思い、テレビ朝日のニュース番組に出て聞きました。「では、日本が自衛隊を派遣しなければ日本を絶対に狙わないと、どこの国やどこの組織が保証するのか。世界中で活動している日本のビジネスマン、日本の観光客だけは狙わないと誰が保証してくれるのか」と。保証する組織はないですよ。そんなことでしり込みしていたら敵の思うつぼです。そのへんははっきりさせようということです。

世界のテロ組織の中で問題にされているのは、アル・カーイダに代表されるようなイスラーム原理主義者の過激なグループです。彼らは何のために破壊活動をやっているのでしょうか。彼らも人殺しが好きなわけじゃないでしょう。彼らは真面目にテロをやっている。だから厄介なんです。彼らは自分たちの教えを書いてあるコーランを自分たちなりに解釈して、そこで理想的だとされる世界をつくらうとしている。それは14世紀の世界であります。鎌倉時代から室町時代にかけての頃です。ヨーロッパでは暗黒が続いている部分もある。人権も自由がない。彼らにとってはその世界がイスラームの宗教指導者カリフを頂点とした理想形なのです。そういう世界をつくりだしたい、戻りたい。そこで彼らが目の敵にするのは、近代文明を象徴する国だということです。それはイコール経済大国と呼ばれる国でもある。アメリカが狙われたのはアメリカだからやられたという面だけじゃない。世界一の経済大国であり、近代文明を象徴しているからやられた面があることは押さえた方がいいでしょう。EUの先進国ドイツだって例外ではない。ドイツの場合は、彼らはハンブルクなどをアジトに使っていたことがあるから位置づけは違うのですが。日本だってターゲットとしての優先順位は高い。自衛隊を派遣しようがしまいが、彼らの世界観を受け入れないとターゲットになるんです。今のところ極東の島国までやってきてテロやるより、スペインで列

車を爆破していた方が簡単でいいという程度です。日本でテロをやろうと思ったら日本人のメンバーをもっと増やさないといけない、リクルート活動をしなないといけません、ということでしょう。現に彼らは日本に潜伏してマネーロンダリングをやっていたではありませんか。資金洗浄。皆さん方が、へそくりをあたかも正当な小遣いに見せかけるために工夫をするようなことをするんです。犯罪から生まれた金でも、銀行を通してまともな金にして、資金にする。いずれは日本だってねられることを前提に、そういうことがないようにしないといけない。そのためには二つのことをやらないといけません。

一つは、国内のテロ対策を世界のレベルに持っていくようにすることです。これは警察や自衛隊より消防の能力が高い方がいいのですが、その能力は相当高まっています。しかし同時に、世界の国々と協力して、テロリスト集団が足場にしような国や地域を、優先順位を決めて、一つひとつ安定させていく取り組みをしなとだめです。その優先順位の最も高いところにあるのがイラクであり、アフガニスタンである。だから復興支援なんです。私は去年11月25日、国会議員にイラク復興支援に自衛隊を派遣することを延長するかどうかという議論について話をしてくれるように、民主党から呼ばれました。「私は小泉さんと一緒にシナリオを書いた一人だし、それはわかっているでしょう」と言うと、「その話をしてください」とのことでしたので、今のような話をじっくりしました。民主党の国会議員の皆さんは、うなずいてノートをとってくださった。反応がいい、よくわかっていただけたと思っています。ところが、最終的には、党としての立場がある。鳩山由紀夫さんが司会でしたが「私もよくわかりました、整理できた。しかし民主党としては反対ですからね」と言われました。そのレベルなんです。国会で参考人に呼ばれるたびに、議員さんに「もっといいやり方、自衛隊を派遣しな

くてももっと効果的なやり方などが現実のものとしてあれば、提示してください。それがいいと思ったら、私は立場を超えて支持しますよ」と言っています。でも、一回もそれが示されたことはありません。そして今に至っても議論が混乱したままです。これは日本の議論が、科学的な思考のもとに行われているかどうか問われる話だろうと思います。

宗教との関係を話すように水谷教授から言われています。「基本的な部分では宗教は顔を出す余地はありません、今のような考え方をすることに関しては。必要もないと言えるかもしれない」とメールで返事を書きました。確かに、ここまでの話では宗教は関係ありません。しかし宗教は大事です。日本の神道でも仏教でもいいんです。宗教に導かれたすばらしい良心、グッドウィル、正しい精神がなければ、いかに客観的であり、科学的であり、論理的であると思われるような考え方や疑問も、単なるクソリアリズムになってしまう。そして、本当にめざしていかなければいけない平和やヒューマンイズムとか分離したものになる可能性が少なくないと私は考えています。私は同志社大学神学部の学生時代、クソリアリズムで話をしたら、鶴見俊輔教授に「スターリニスト」だと叱られたことがあります。

これはどの宗教にも通じるものかもしれませんが、私は特に近代以降においては、キリスト教の中のプロテスタンティズムが国際的に果たしてきた役割は小さくないと思っています。近代の軍隊の体質を見る場合、国民の平均的な意思、国民の良心が軍隊全体を貫いていたのは第2次大戦前後のアメリカ軍です。当時のアメリカ軍だって、現場に行けば残虐行為や犯罪行為はありました。それでも比較すると、モラルで律して、レベルを保っていた。その根底に脈打っていたのはアメリカにおけるプロテスタンティズムの精神ではないかと思ったりしています。

このグッドウィルと客観的で科学的で論理的な考え方、これが車の両輪としてバランスよく機能し

ないところでは、本当に平和を実現する営みはありえないのではないか。宗教者が口にする平和も、仏教の言葉の空念仏に終わるのではないかと私は思っています。1989年11月、私は同志社大学のチャペルアワーに呼ばれて、同志社大学を除籍になってから初めてここに立ち、頭上に吊り下げられているイバラの冠が落ちてくるのではないかと、「罰当たり!」と叱られるのではないかと思いながら話をしました。聞いてくださっている大部分は牧師さんでした。私はその時の講演のタイトルを「平和を実現する祈り」とさせてもらいました。そして、最初に問いかけました。お祈りをするだけで戦争はなくなったのですか、と。本当に祈るということは行動が伴わなければだめだ。その行動も一つひとつ整理し、手順を踏んで実践していかなければだめだ。その中では、日本においては形式的に流れている民主主義を成熟させる営みが、時に税金の使い道を通じて納税者としての営みの中で求められるのではないかと。そんな話をしたことを思い出します。今またここに立たせていただいて、しかもドイツから来られたティーセン先生の素晴らしいお話を聴かせていただくことができました。日本が世界の平和を実現するために、世界から信頼されるような行動ができるような国になるために、私も微力ながら関わっていきたい。あと20年くらいは現役でいようと思っていますので、どうぞ皆さん方、よろしくご指導をお願いを申し上げまして、私の話を終えたいと思います。どうもご静聴ありがとうございました。